

特定事業所集中減算に係る届出について

全ての居宅介護支援事業所は、年２回（前期・後期）、判定期間に作成した居宅サービス計画に位置付けた対象サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）について、紹介率最高法人の名称等を記載した書類を作成し、対象サービスのいずれかについて紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、市長へ届け出ることとされています（「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）」別表イ注10）。

つきましては、該当する事業所におかれましては、下記により必要書類を提出してください。

記

1 作成方法

「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」（別紙１）のとおり

2 提出書類

（１）紹介率最高法人の割合が80%以下の場合

提出不要（ただし、割合の算定に用いた書類は、事業所において５年間保存）

（２）紹介率最高法人の割合が80%を超え、正当な理由がない場合

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書チェック表
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）
- ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１）
- ④居宅介護支援における特定事業所集中減算（様式１）
- ⑤特定事業所集中減算チェック表【福岡市】

（３）紹介率最高法人の割合が80%を超え、正当な理由がある場合

- ①上記（２）の提出書類
- ②正当な理由の確認資料（確認資料は（別紙１）参照）
- ③様式２（（別紙１）に記載の正当な理由（５）又は（６）に該当する場合）

（４）前回は減算対象で、今回減算対象外となる場合

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書チェック表
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）
- ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１）
- ④居宅介護支援における特定事業所集中減算（様式１）

⑤特定事業所集中減算チェック表【福岡市】

※特定事業所集中減算の取下げを行うため、体制届の提出が必要です。

3 判定期間（提出期限）

前期 3月～8月サービス提供分（毎年9月15日）

後期 9月～2月サービス提供分（毎年3月15日）

※提出期限が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日を期限とします。

4 留意事項

新規指定や休止・廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6か月に満たない場合は届出不要とします。

5 提出方法・提出先

(1) **電子申請・届出システム【原則】**

【福岡市ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html>

福岡市ホーム>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること>介護報酬に関する届出（加算・減算）

(2) 電子申請・届出システムによる届出が困難な場合

①電子メールによる方法

【提出先】 kyotaku@city.fukuoka.lg.jp

②郵送又は持参による方法（電子メールによる届出が困難な場合）

【提出先】 〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課 行

※郵送の場合は、封筒表面に**朱書きで「特定事業所集中減算に係る届出 在中」と記載**してください。

※①②の方法により届出を行う場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書チェック表」の項目にある「電子申請による申請（届出）ができない理由」に理由を記載してください。

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市福祉局事業者指導課 在宅指導係
電話：092-711-4257